新潟市公告第３０５号　　掲示期間 6.12 － 6.21

入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号）第８条の規定に基づき公告します。

令和８年６月１２日

新潟市長　中　原　八　一

１　入札に付する事項

（１）件名	新潟市家庭系ごみ有料指定袋　燃やすごみ用（中）
（２）品質・規格・数量など	仕様書のとおり
（３）契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
（４）入札方法	電子入札システムによる電子入札とします。ただし、紙入札等方式参加承諾願を提出し、承諾を受けた場合は、紙入札を認めます。
（５）入札期間	令和８年７月２日から令和８年７月９日午後５時まで
（６）開札予定日時	令和８年７月１０日　午後１時３０分 （電子入札システムにより開札を行います。）
（７）履行期限・履行場所	令和８年１２月１８日まで 日本通運（株）　新潟物流事業所万代倉庫 （新潟市中央区万代３丁目５番２６号）
（８）入札方式	総価での入札とします。
（９）入札保証金	新潟市契約規則第１０条第２号により免除
(10) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第１７条第１項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(11) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第１９条第１項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(12) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(13) 契約保証金	新潟市契約規則第３３条及び第３４条の規定によりま

	す。
（14）予定価格	公表しません。
（15）最低制限価格	設けません。
（16）契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無
（17）その他特記事項	業務履行が困難と判断できる低価格での入札は、費用、履行体制などについて調査することがあります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とすることがあります。

２　入札参加資格の要件

（１）本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者

（３）新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者

（４）新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第２の９の措置要件に該当しない者

（５）令和４年度以降に地方公共団体が指定した家庭用のごみ袋の納入実績を有する者で、令和４年度以降ごみ袋納入実績証明書（別紙２）を提出できる者

３　問い合わせ先

新潟市財務部契約課物品契約係

〒９５１－８５５０　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１

新潟市役所本館２階

電　話：０２５－２２６－２２１３

ＦＡＸ：０２５－２２５－３５００

メール：keiyaku@city.niigata.lg.jp

４　入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

（１）提出書類

ア　一般競争入札参加申請書（別記様式第２号）

イ　令和４年度以降ごみ袋納入実績証明書（別紙２）

ウ　紙入札等方式参加承諾願（別記様式第３号）（紙による入札書の提出を希望する場合のみ）

（２）提出期間、場所及び提出方法

ア　電子入札システムによる場合

利用者登録をしたＩＣカードを用いて、令和８年６月１２日から令和８年６月２５日午後５時までに電子入札システムによりＰＤＦ形式のファイルを添付して提出してください。

イ　持参による場合（この場合、電子入札システムによる入札書の提出は不可。）

令和８年６月１２日から令和８年６月２５日午後５時までに上記３の場所に持参してください。

ウ　郵送による場合（この場合、電子入札システムによる入札書の提出は不可。）

令和８年６月２５日午後５時までに上記３の場所に必着とします（書留郵便に限る）。

４　質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

（１）様式　　別紙１に準じて作成してください。

（２）提出期限　令和８年６月１９日

（３）提出先　　上記３に提出してください。

（４）提出方法　ファクシミリ又はメールとします。

（５）回答日　　令和８年６月２４日まで

（６）回答方法　個別にファクシミリまたはメールにて回答するほか、入札控室に掲示及びホームページへ掲載します。

（７）その他　　電話での受付は一切行いません。

質疑書には、正確な番号及び件名を記入してください。また、返信用ファクシミリ番号またはメールアドレスを必ず記入してください。

５　入札時の注意事項

（１）入札参加申請後に入札を辞退する場合は、電子入札システムまたは書面で届け出てください。

（２）入札書の提出方法

ア　電子入札システムによる場合

利用者登録をしたＩＣカードを用いて、令和８年７月２日から令和８年７月９日午後５時までに電子入札システムにより提出してください。

イ　持参による場合

令和８年７月２日から令和８年７月９日午後５時までに上記３の場所に持参してください。なお、入札書は封書とし、その封皮に開札日、入札件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載してください。

ウ　郵送による場合

令和８年７月２日から令和８年７月９日午後５時までに上記３の場所に必着とします。なお、入札書は封書とし、その封皮に開札日、入札件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載してください。また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、書留郵便で郵送してください。

加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めません。

（３）紙による入札書を提出する者は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式第４号）を提出してください。

ア　入札参加者の住所、会社名（商号）、氏名及びその押印

イ　入札金額

ウ　履行場所

エ　品名（件名）及び数量

オ　品質・規格（詳細に記載してください。又は「仕様書のとおり」という記載でも構いません。）

カ　くじ番号

（４）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、入札金額の訂正は無効とします。

（５）予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。

（６）予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が２者以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定します。

６　落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別紙１

質　　疑　　書

令和　　年　　月　　日

住　所
商号又は名称
代表者氏名
（押印不要）
（担当者　　）
（ＦＡＸ番号　　）

１　番　号　新潟市公告第３０５号
２　件　名　新潟市家庭系ごみ有料指定袋　燃やすごみ用（中）

質　疑　事　項

（別紙２）

令和４年度以降ごみ袋納入実績証明書

令和　　年　　月　　日

新潟市長　宛

企業名

代表者名

下記のとおり、令和４年度以降に地方公共団体が指定した家庭用のごみ袋を納入したことを実績証明いたします。

	都道府県	市	品目	枚数	契約期間	備考
例	新潟県	新潟市	新潟市家庭系ごみ有料指定袋 燃やすごみ用（大）	5,000,000	令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日	
1						

注）令和４年度以降において、地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績１件について、それを証明する以下①及び②の書類を添付すること

①契約書の写し（品目・数量・履行期限の確認できる箇所）

②履行が確認できる書類の写し（例：受領が確認できる納品書、地方公共団体が発行する検査合格通知書、地方公共団体からの支払いが確認できる口座取引明細の該当部分）

別記様式第２号

一般競争入札参加申請書

令和　　年　　月　　日

（宛先）新潟市長

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名
（押印不要）
担当者
（電話　　）
（ＦＡＸ番号　　）

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品等一般競争入札実施要綱第５条第１項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和８年６月１２日
番　　号	新潟市公告第３０５号
件　　名	新潟市家庭系ごみ有料指定袋　燃やすごみ用（中）

別記様式第３号

紙入札等方式参加承諾願

令和　　年　　月　　日

（宛先）　新潟市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

業者番号

下記入札等に係る入札等参加資格要件を満たしていますが、電子入札システムを利用して入札等に参加できないため、紙入札等方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

件名	
入札公告日、指名通知日又は見積依頼日	
電子入札システムを利用できない理由	

紙入札等方式参加を承諾してよろしいでしょうか。

	課長	補佐	係長	担当
決裁				

起案　令和　　年　　月　　日

決裁　令和　　年　　月　　日

別記様式第３号

紙入札等方式参加承諾願

令和 ○○ 年　○○ 月　○○ 日

（宛先）　新潟市長

入札参加資格者名簿に登載されている所在地、業者名及び代表者名（受任している場合は受任者名）を記載してください。

所在地　○○県○○市○○区○○町○丁目○番○号

商号又は名称　○○株式会社

代表者氏名　代表取締役　○○　○○　又は新潟支店長　○○　○○　など

電話番号　○○○－○○○－○○○

業者番号　３０００００００（３から始まる９桁の番号）

下記入札等に係る入札等参加資格要件を満たしていますが、電子入札システムを利用して入札等に参加できないため、紙入札等方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

件名	○○○○
入札公告日、指名通知日又は見積依頼日	令和○年○月○日
電子入札システムを利用できない理由	ICカード及びICカードリーダーの購入並びに物品電子入札システム環境の設定が完了していないため。

紙入札等方式参加を承諾してよろしいでしょうか。

	課長	補佐	係長	担当
決裁				

起案　令和　　年　　月　　日

決裁　令和　　年　　月　　日

別記様式第4号

紙入札等方式参加承諾者用

入札（見積）書

令和　年　月　日

新 潟 市 長　様

住　所

氏　名　　㊞

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ入札（見積）いたします。

金　　額	百	千	円	
履 行 場 所				

品　　名	品 質 ・ 規 格	数　量	単　　価	金　　額

（注）入札（見積）額は，消費税及び地方消費税を含まないものとする。

電子入札等で開札の結果、同額の際に実施する電子くじで用いるくじ番号を、次のとおり申し出ます。

くじ番号 000～999の任意の番号を右欄に記載すること。	

別記様式第4号

紙入札等方式参加承諾者用

入札（見積）書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新 潟 市 長　様

入札参加資格者名簿に登載されている所在地、業者名及び代表者名（入札参加資格者名簿において受任者に権限を委任している場合は、受任者は受任者の情報）を記載してください。

住　所　〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏　名　△△株式会社　代表取締役　〇〇　〇〇　㊞

入札参加資格審査申請時に「使用印鑑届」にて届け出た印を押印してください。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ入札（見積）いたします。

金　額	￥〇〇〇〇〇〇〇（百・千・円）				
履行場所	〇〇部〇〇課				
品　名	品質・規格	数　量	単　価	金　額	
△△△△	□□□□ 「仕様書のとおり」という記載でも結構です。	〇〇 「一式」という記載でも結構です。	〇〇〇	〇，〇〇〇，〇〇〇 数量を「一式」と記載した場合、どちらも総額を記載してください。	

（注）入札（見積）額は，消費税及び地方消費税を含まないものとする。

電子入札等で開札の結果、同額の際に実施する電子くじで用いるくじ番号を、次のとおり申し出ます。

くじ番号 000～999の任意の番号を右欄に記載すること。	123

仕　様　書

1　品名

新潟市家庭系ごみ有料指定袋　燃やすごみ用　（中）

2　発注数

内容	1組の枚数	発注数（枚数）
燃やすごみ用指定袋（中）	10 枚	310,000 組(3,100,000 枚)

（注）入札に際しては，組数ではなく枚数単価で積算すること。

3　用途　　取扱店等での販売用

4　条件　　Ⅰ，Ⅱのとおり

5　納入期限　　令和８年１２月１８日

6　納入場所　　日本通運㈱新潟物流事業所万代倉庫　新潟市中央区万代 3 丁目 5 番 26 号

7　納入方法　　納品数量全部を一括または分割で納入するものとする。

8　その他　　その他必要な事項は,本市と協議のうえ決定するものとする。

9　特記事項

・別紙１により納品スケジュールを作成し、契約後７日以内に廃棄物対策課へ提出すること。
　また，見本を貸与するので，仕様の確認を十分に行い，使用後は速やかに見本を返却すること。
・納入期限は，発注数量全部を納入場所に納入し納品検査を受ける期限である。不測の事態にも対応できるよう，余裕を持った納品スケジュールで納入すること。
・契約終了後,この契約に関しての業務評価をする。
・納品終了後,納品書を提出すること。
・納品時（入庫までに），炭酸カルシウムの有無，寸法，厚さ，強度について国内の第三者機関が発行した証明書を提出すること。
　なお，厚さについては検査証に測定値が全て記載されるものとする。
・業務履行が困難と判断される低価格の場合は，費用，履行体制などについて調査し，履行困難と判断したときは失格とする場合がある。

10　連絡先　　新潟市財務部契約課物品契約係
FAX　　０２５－２２５－３５００
メール　keiyaku@city.niigata.lg.jp

Ⅰ　指定袋の仕様について

1　種類，枚数

種類	容量	枚　数
燃やすごみ用指定袋（中）	30 リットル相当	3,100,000 枚

2　形状

U形袋（ガゼット・ベロ付）

※　日本産業規格「ポリエチレンフィルム製袋」（以下「日本産業規格 Z1711-1994」という。）の表１及び図１のU形袋（２）を準用のこと。

※　U形部分の切断については，持ち手部分を左右に引っ張ったときに簡単に裂けにくくなるよう，カッティング及び刃の状態に注意を図り加工すること。

3　材質

高密度ポリエチレン（ＨＤＰＥ）

※　炭酸カルシウムを混入しないこと。

4　寸法等

種類	寸法	厚さ
燃やすごみ用指定袋（中）	縦 760㎜×横 380㎜×幅 180㎜	0.03㎜ 以上

（注１）その他寸法の詳細については別紙２を参照することとし，最終的な決定は本市と協議を行った上で本市の指示に従うこととする。

（注２）縦・横寸法については，合成樹脂加工品品質表示規程（令和元年６月２８日消費者庁告示第２号）第２条第６号⑴及び表１を準用すること。

（注３）厚さについては，日本産業規格 Z1711-1994 に基づき検査を行い，測定値のうち最小値が，本仕様で定める厚さを下回らないものとする。

5　袋本体の色

種類	袋本体の色（指定インキ／配合比）
燃やすごみ用指定袋（中）	黄色半透明（PEX　3040　YELLOW #167／100：3）

（注１）色むらがないようにすると同時に，色にばらつきがないこと。

（注２）使用する顔料及びインキについては，耐候性，耐熱性，耐移行性，耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

（注３）使用する顔料及びインキについては，欧州連合によるＲｏＨＳ指令（以下「ＲｏＨＳ指令」という。）に準拠したインキを使用すること。

（注４）色彩については、指定インキまたはその相当色とし、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

6　印刷内容

⑴　図案及び表示等

印刷は別紙２に示すレイアウト例を参照すること。また、印刷面の右下に納入年月及び契約業者名を判別できるよう記載すること。なお、納入年月は「５　納入期限」の年月とする。実際に記載する図案や表示等の詳細については，契約業者に対して本市から別途指示する。

（注１）契約業者には，本市よりレイアウト案の電子データ及び見本を貸与する。

（注２）記載内容やレイアウト等の決定については，本市と打ち合わせを行った上で，最終的には本市の指示に従うものとする。

⑵　文字等の色

種類	文字等の色
燃やすごみ用指定袋（中）	赤色（１色）

（注１）色彩の詳細については市が貸与する見本と同濃度とする。

（注２）文字欠け，色むら等がないようにすると同時に，色にばらつきがないこと。

（注３）使用する顔料及びインキについては，耐候性，耐熱性，耐移行性，耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

（注４）使用する顔料及びインキについては，ＲｏＨＳ指令に準拠したインキを使用すること。

（注５）色彩等の決定については，本市と打ち合わせを行った上で，最終的には本市の指示に従うものとする。

⑶　穿孔

ベロ部分の中央部に穿孔を設けることとする。穴の直径は 10㎜ とし別紙２のレイアウト例を参照すること。

⑷　その他

レイアウトや記載事項については，本市が作成した電子データ及び見本を参考として貸与するので，契約業者はこれを基に版を作成すること。作成した版については，実物大で確認できるように紙やフィルム等に印刷して本市に提出し，内容等について校正を受けること。なお，参考として貸与するデータ等は，使用後速やかに本市に返却すること。

7　品質

⑴　外観

日本産業規格 Z1711-1994 の規定７．１を準用のこと。

⑵　強度

日本産業規格 Z1702-1994 の規定３を準用のこと。ただし，フィルムの種類，引張り強さ及び伸びは，日本産業規格にかかわらず,下表のとおりとし，袋の縦方向及び横方向について強度を確保すること。

種類	フィルムの種類	引張強さ	伸び
燃やすごみ用指定袋（中）	２種Ｂ	29.4MPa 以上 (300kgf/cm2 以上)	150％以上

なお、持ち手の付け根部分について、Ｕ形部分の持ち手１箇所を固定し、逆の持ち手に１kg の重量を取り付けて固定箇所と同等の高さから落下させた際、縦裂けが起きない強度とする。

⑶　性能

日本産業規格 Z1711-1994 の規定７．２を準用のこと。なお，フィルムの種類は⑵の表と同様とする。

Ⅱ　包装・梱包その他必要事項について

1　外装袋

⑴　材質・色

種類	材質	色
燃やすごみ用指定袋（中）	高密度ポリエチレン （ＨＤＰＥ）	無色透明 （無着色）

⑵　寸法等

寸法については，次表を目安とし契約後に本市と協議の上決定する。なお，製造過程において，内容物となる指定袋のサイズと合わないなどの事由により，寸法の修正が必要であると判断した場合は，速やかに本市に報告し，本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

また，指定袋が無理なく取り出しできるものとし，取り出しやすいように別紙３を参考にミシン目を入れ，取り出し口を設けることとする。

種類	寸法	厚さ
燃やすごみ用指定袋（中）	縦 270㎜×横 220㎜	0.03㎜以上

⑶　印刷内容

図案及び表示等については，別紙３に示すレイアウト例を参照すること。なお，別添レイアウト例図に記載している印刷内容の詳細については，契約業者に対して本市から別途指示する。

（注１）「家庭用品品質表示法に基づく表示」は，別紙３に示すとおり，同法（昭和３７年法律第１０４号）第３条の規定に基づき，合成樹脂加工品品質表示規程第１条に定める内容を記載すること。同記載中の表示者については，表示者の氏名・名称，住所及び電話番号を記載すること。なお，納入年月を記載し，複数の工場で生産を行う場合は，記号等を付すことにより工場の判別ができるようにすること。また，表示者と契約業者の表示が異なる場合は，契約業者についても表示を行うこと。

（注２）「ＪＡＮコード」は，日本産業規格「共通商品コード用バーコードシンボル」により，本市が指示する番号に基づき，適正に表示を行うこと。また，本格的な製造開始前に確実に読み取りが行われるか検証し，検証結果及び検証に不備があればその改善結果を本市に報告の上，本市が了解した後に本格的に製造すること。

（注３）価格表示は，本市の定める額とする。

（注４）契約業者には，本市よりレイアウト案の電子データ及び見本を貸与する。

（注５）記載内容やレイアウト等の決定については，本市と打ち合わせを行った上で，最終的には本市の指示に従うものとする。

⑷　文字等の色

種類	文字等の色	バーコード・QR コード部
燃やすごみ用指定袋（中）	赤色（１色）	黒色（白地印刷）

（注１）文字欠け，色むら等がないようにすること。

（注２）使用する顔料及びインキについては，耐候性，耐熱性，耐移行性，耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

（注３）使用する顔料及びインキについては，ＲｏＨＳ指令に準拠したインキを使用すること。

（注４）色彩等の決定については，本市と打ち合わせを行った上で，最終的には本市の指示に従うものとする。

⑸　外観　　日本産業規格 Z1711-1994 の規定７．１を準用のこと。

⑹　穿孔

外装袋下部のヒートシール下のスペースの左端から 20㎜以上 100㎜以下の範囲の場所を目安として，下表の通り穿孔する。ただし，穴の直径は 10㎜とし，外装袋の取り出し口と重なることがないようにすること。

種類	穿孔数
燃やすごみ用指定袋（中）	3 穴

⑺　その他

レイアウトや記載事項については，本市が作成した電子データ及び見本を参考として貸与するので，契約業者はこれを基に版を作成すること。作成した版については，実物大で確認できるように紙やフィルム等に印刷して本市に提出し，内容等について校正を受けること。なお，参考として貸与するデータ等は，使用後速やかに本市に返却すること。

２　包装内容

⑴　包装単位

内容	１組の枚数
燃やすごみ用指定袋（中）	10 枚

⑵　収納方法等

袋を１枚ずつ縦の長さを四つ折りにする。四つ折りにした袋を 10 枚重ねて、横の長さが半分になるよう二つ折りにする。折り山を取り出し口側に向けて外装袋に入れ，取り出し口以外から内容物が出てこないように外装袋の下部をヒートシールにより接合する。なお，ヒートシール下には幅 30㎜程度のスペースを設けるものとする。

3　配送ピース用のパッケージ

下表の組数毎に配送用にパッケージ（袋で包む)化する。その際の袋は無色透明且つ無記載で構わない。

また，寸法等については，下表を目安とし契約後に本市と協議の上決定する。なお，製造過程において，寸法の修正が必要であると判断した場合は，その都度本市に速やかに報告し，本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

内容	1配送ﾋﾟｰｽの組数	寸　法
燃やすごみ用指定袋（中）	25 組	縦 270㎜×横 220㎜×高さ 300㎜

4　外箱

⑴　材質

段ボール箱とする。

⑵　寸法等

寸法等については，下表を目安とし契約後に本市と協議の上決定する。なお，製造過程において，外箱と内容物との間に隙間ができないようにするなど寸法の修正が必要であると判断した場合は，その都度本市に速やかに報告し，本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

種類	寸法
燃やすごみ用指定袋（中）	縦 270㎜×横 440㎜×高さ 300㎜

⑶　表示内容

表示は別紙４に示す記載内容及びレイアウトのとおりとする。

（注１）製造者の名称，住所，電話番号及び納入年月をレイアウトのとおり表示し，複数の工場で生産を行う場合は，記号等を付すことにより工場の判別ができるようにし，本市に記号等を事前に報告すること。

⑷　文字等の色

種類	文字等の色
燃やすごみ用指定袋（中）	赤色（１色）

（注１）文字欠け，色むら等がないようにすると同時に，色にばらつきがないこと。

（注２）使用する顔料及びインキについては，耐候性，耐熱性，耐移行性，耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

（注３）使用する顔料及びインキについては，ＲｏＨＳ指令に準拠したインキを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

（注４）色彩等の決定については，本市と打ち合わせを行った上で，最終的には本市の指示に従うものとする。

⑸　その他

梱包する段ボール箱は，効率的な輸送及び保管のために，必ず複数段積み重ねても潰れない強度のものを使用すること。

5　梱包内容

①　梱包単位

内容	1箱の組数
燃やすごみ用指定袋（中）	50組（500枚）

⑵　収納方法等

各梱包単位を２つに分けて，横に半分ずつ積み重ねることとするが，荷崩れ防止，荷扱いの安全確保に十分留意し，最終的には本市と協議の上，収納方法の決定を行うこととする。

6　製造する指定袋の事前点検

⑴　目的

本格的な製造開始前に，実際に製造された指定袋が本仕様と本市が指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合することを確認するため実施する。

⑵　点検要領

①　点検用サンプル品の提出

本仕様書における「包装」を行ったもの（所定の枚数を外装袋に入れ，外装袋がヒートシールにより接合されている状態）３組をサンプル品として提出すること。ただし，複数の工場で製造を行う場合は，工場別に同様のサンプル品を提出すること。また，提出するサンプル品とともに，指定袋及び外装袋の材質と，指定袋本体の着色や指定袋及び外装袋に文字等を印刷するために使用している顔料及びインキについて，その調達先等から本仕様に定める内容に適合することを証明する書面を取り付けた上で，内容について本市に説明の上，写しを本市に提出すること。

②　確認方法

提出されたサンプル品につき，本仕様並びに本市から指示した事項及び本市との協議の上決定した事項に適合しているかを本市が確認する。なお，指定袋本体の色や指定袋や外装袋に印刷された色については，国内の第三者検査機関が作成する証明書の提出等によって，本仕様に適合していることを証明することができない限り，本市が本仕様に適合しているかを目視により判定する。

⑶　その他

①　契約業者は本市による事前点検後，本市とその内容について協議し，了承を得た後，指定袋の本格的な生産を開始すること。

②　点検を受け，本市の了承を得たサンプル品と同じ材質，同じ顔料及びインキを使用して同品質のものを生産すること。

③　事前点検に係る費用については，契約業者が負担すること。なお，本市に提出したサンプル品については，納品数には含まないものとする。

④　本市が必要と認めた場合は，本市の行う点検に並行して，指定袋の厚さや強度等の本市が指示する項目について，本市が認める第三者機関にて検査を実施し，その結果を速やかに本市に書面で提出すること。なお，この場合の検体は本市の指示によるものとする。

7　納品

⑴　納品先　　日本通運㈱新潟物流事業所万代倉庫　新潟市中央区万代 3 丁目 5 番 26 号

⑵　納品時の手続

①　契約業者は，納品日，納品数量が分かるよう納品書を作成し，本市に提出の上本市の承認を得ること。

②　納品については，大量となるため，本市及び本市が指示する指定袋保管業者と納品日及び納品数量等について、製造完了後ただちに協議の上調整し，最終的には本市の指示に従うこと。

③　納品は本市が指示した納品場所において荷降ろしまで行うこととし，その他使用パレット等については，本市及び本市が指示する指定袋保管業者と事前に協議し決定すること。

④　納品に際して，受領書は契約業者で作成し，納品月日を記入の上本市が指示する納品先の受領印を徴すこと。

⑤　その他納品に関しての不明な点等については，本市と協議を行い最終的には本市の指示に従うこと。

8　納品時の検査

⑴　目的

実際に本市が指示する指定袋保管場所に納品される指定袋が，本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合することを確認するために実施する。

⑵　証明書の提出について

納品時（入庫までに），指定袋について本仕様書で規定する炭酸カルシウムの有無,縦横の寸法，厚さ，強度及び性能について，国内の第三者検査機関が作成した証明書を本市に提出すること。

⑶　検査要領

①　納品の際に，指定袋を本市が無作為抽出し，本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合しているかを確認する。なお，指定袋本体の色や指定袋や外装袋の印刷された色については，国内の第三者検査機関が作成する証明書の提出等によって本仕様に適合していることを証明することができない限り，本市が本仕様に適合しているかを目視により判定する。

②　本市が必要と認めた場合は，本市の検査に並行して，指定袋の強度等について国内の第三者検査機関にて検査した結果の提出を求める場合がある。なお，この場合の検体は本市の指示によるものとする。

③　本市が検査への立会いを求めた場合は，速やかに応じること。

④　本市は納品検査を実施し，合格を確認後に納品書の承認を行う。

⑤　納品検査に使用した指定袋については、納品数量に含まないこととする。

⑥　検査不合格となった場合は，直ちに本市が未承認の全ての指定袋等を撤去の上，細かく裁断するなど本市の指示に従って処分すること。なお，撤去及び処分に係る費用は契約業者が負担すること。

9　契約及び支払いについて

⑴　契約方法

契約は，総価契約とする。

⑵　支払い

契約業者は全数量を納品後に，本市が承認した納品書に基づき納品数量をまとめ，本市へ支払いの請求を行うものとする。本市は適正な請求を受けた後，請求金額を支払うこととする。その他詳細については本市と協議の上，最終的には本市の指示に従うこととする。

10　その他補足事項

⑴　不良品対応

納品後，指定袋が破れやすい，底抜けする等の不良品が見つかった場合には，契約業者の責任において速やかに良品と無償交換するとともに，原因等の調査報告書を本市に提出すること。また，不良品等についての苦情を市民等から直接受けた場合は，本市へ報告の上契約業者が誠意を持って直接対応し，対応完了後速やかに調査報告書を本市に提出すること。なお，市民等への直接対応に係る費用については，契約業者が負担するものとする。

⑵　版について

①　本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に従い製版した版の版権は，本市に帰属するものとする。

②　版は電子データで本市に納品すること。

③　指定袋製造に使用した版については，契約終了後，速やかに破壊の上廃棄すること。

⑶　その他

①　製造した指定袋等は，納品までの間適切な品質管理・保管を行うこと。

②　指定袋の製造に当たっては，国内工場又は信頼できる海外工場で行うものとし，本仕様書に基づいた履行開始後に指定袋の品質確認等のために本市が立入検査を求めた場合は，速やかに応じることができるようにすること。特に海外工場で製造する場合において，本市の求めに応じた円滑な指定袋の輸送ができるようにすること。

③　海外工場で製造する場合、輸送に係る書類は履行完了までの間適切に保管し、本市が提出を求めた場合はその写しを提出すること。

④　契約業者が製造した不良品を含む全ての指定袋について，本市が管理する方法以外に使用されることや流通することがないように徹底した管理をすること。また，本市に納品するもの以外の指定袋の処理については，その処理方法につき本市と協議を行った上で，最終的には本市の指示に従うこと。

⑤　本仕様書に定める事項以外に別途指示・協議する事項については，誠意を持って対応すること。

⑥　本仕様書に疑義が生じた場合は，本市との協議により決定するが，合意に達しない場合は本市の指示に従うものとし，契約業者の一方的な解釈による実施は許されないものとする。

別紙１

品名

履行期限

製造業者名：

	期限	予　定	備考
校正（初校提出）	契約後２０日以内	年　月　日	
校了		年　月　日	
サンプル提出	契約後６０日以内	年　月　日	
製造完了※1		年　月　日	
製造完了報告	完了後７日以内	年　月　日	
出港※2		年　月　日	
入港	履行期限７日前	年　月　日	
納品		年　月　日	

注１）製造完了後、ただちに指定袋等保管業者と納品スケジュールを協議のうえ調整すること。

注２）海外工場で製造する場合、輸送に係る書類は履行完了までの間適切に保管し、
　本市が提出を求めた際は、その写しを提出すること。

別紙２

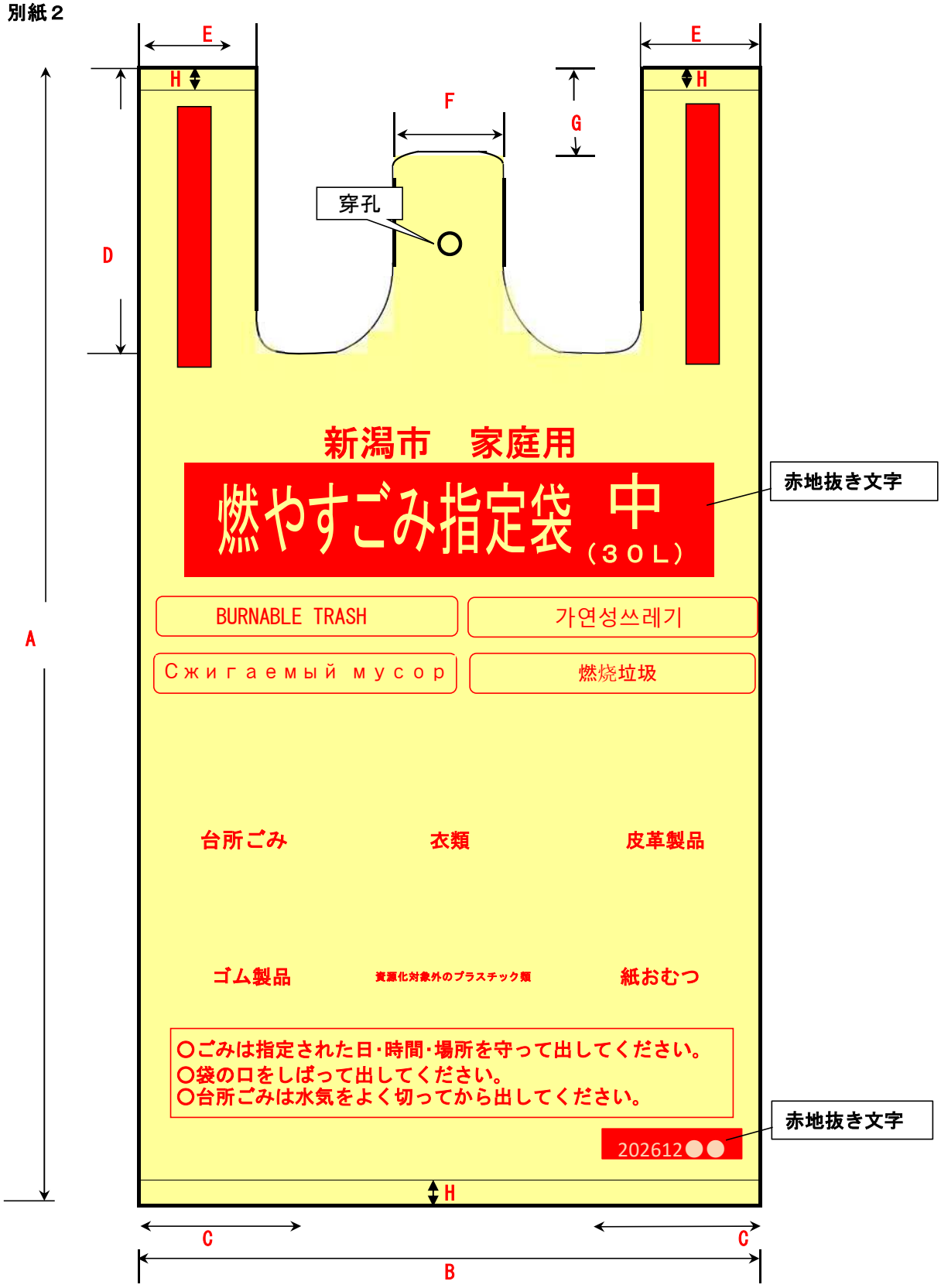

（単位：mm）

	A	B	C	D	E	F	G	H	その他
中	760	380	90	160	70	60	30～35㎜を目安とし，シール部分と調整の上，袋が開かないことがないようにすること。	ヒートシール部の幅は5～10㎜を目安とする（特に底抜けの無いようにすること）。	上部打ち抜き（プレス型）の形状については、ベロ部分をR型とし、詳細は本市と協議の上決定すること。

袋本体：PEX3040 YELLOW#167（100：3）相当色
文字等：赤色
商品名：赤地抜き文字

別紙３

燃やすごみ用指定袋

新潟市家庭系ごみ収集用指定袋

燃やすごみ用 中袋（30 L）

BURNABLE TRASH	가연성쓰레기
Сжигаемый мусор	燃烧垃圾

警　告

この袋は，幼児や子供にとって窒息など危険が伴うものです。幼児や子供の手の届かないところに保管してください。

注　意

・突起のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。
・可燃物ですので火のそばに置かないでください。
・袋が濡れたりこすれたりすると他の製品に色が付く場合がありますので，ごみを出すときは注意してください。

高密度ポリエチレン使用

家庭用品品質表示法に基づく表示	
原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	-30度
寸法	縦　760mm 横　560mm 厚さ　0.03mm
枚数	10枚
取扱上の注　意	火のそばに置かないでください。
表示者	○○○○ 住所＿ ＿＿ ＿ 電話

300円
(10枚入･消費税込)

バーコード

202612●●

指定袋に関するお問合せは
新潟市廃棄物対策課へ

廃棄物対策課　☎025-226-1403

●ごみの減量･資源化のため分別収集にご協力ください。
●お店や事業所から出るごみは家庭系ごみとして出せません。
●本製品は景品等として使用できません。

プラ

○　○　○

印刷の色について

文字等：赤色

バーコード・ＱＲコード部分：白地印刷に黒色印刷

商品名・金額部分：赤地印刷に白抜き文字

別紙4

梱包(段ﾎﾞｰﾙ箱)表示記載内容およびレイアウトイメージについて

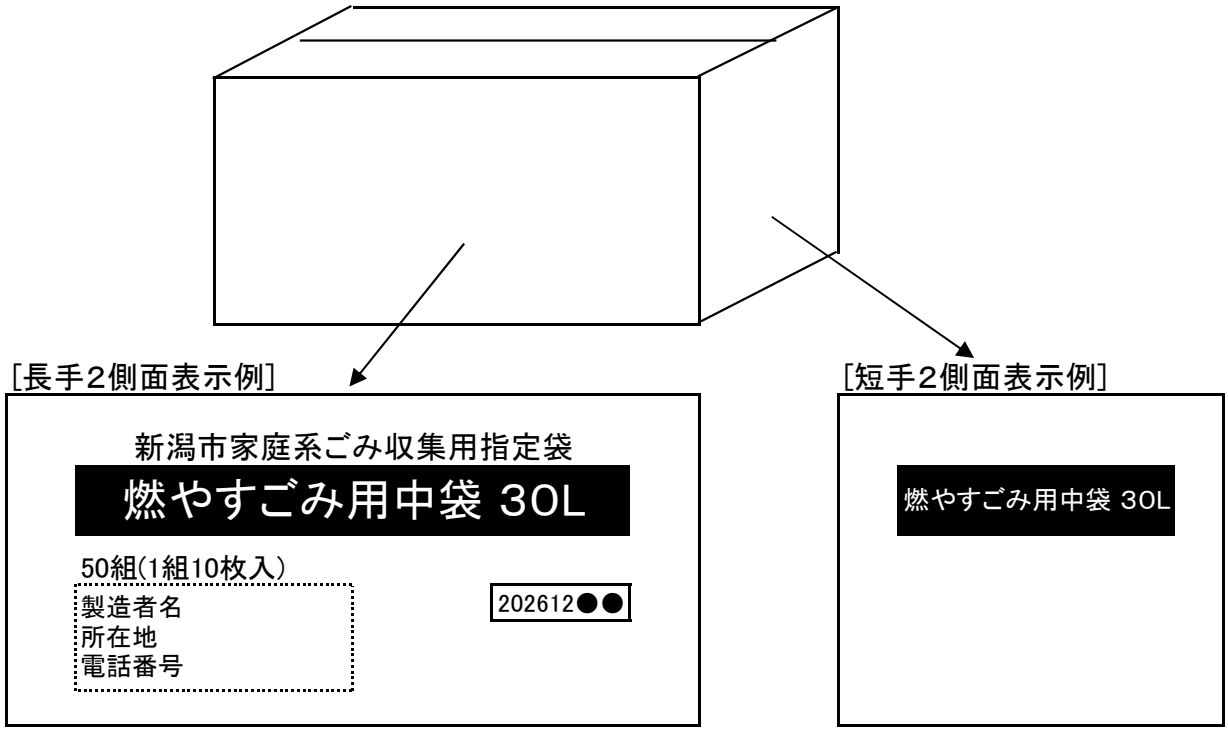

別紙5

国内の第三者検査機関による試験項目

指定袋本体

番号	試験項目	規格・品質・性能等	JIS等の適用条件
① □	炭酸カルシウムの有無	炭酸カルシウムが混入していないことの証明	
② □	寸法(許容差)	幅 超極小 318～328(±8)mm 極小 382～398(±8)mm 小 471～489(±9)mm 中 548～572(±12)mm 大 638～662(±12)mm 長さ 超極小 440～457.6mm(+4%以内) 極小 560～582.4mm(+4%以内) 小 690～717.6mm(+4%以内) 中 760～790.4mm(+4%以内) 大 850～884mm(+4%以内)	合成樹脂加工品品質表示規定 第2条第6号(1)及び表1
③ □	厚さ	**※市独自基準** 燃やすごみ用 検査品すべての測定値が0.03mm以上 燃やさないごみ用 検査品すべての測定値が0.033mm以上	JIS Z1711-1994の規定8.2
④ □	引張強さ	燃やすごみ用 29.4Mpa(300kgf/cm2)以上 燃やさないごみ用 11.8Mpa(120kgf/cm2)以上	JIS Z1702-1994の規定3 JIS Z1702-1994の規定7.5
⑤ □	伸び	縦横共に 150%以上	JIS Z1702-1994の規定3 JIS Z1702-1994の規定7.5

調達先等の証明を求める項目

指定袋本体・外装袋

番号	項目	規格・品質・性能等	JIS等の適用条件
① □	材質	燃やすごみ用 高密度ポリエチレン 燃やさないごみ用 低密度ポリエチレン	
② □	顔料、インキ	RoHS指令に準拠しているもの	